

改正の概要

(1) 高知県漁業近代化資金取扱要綱

○借入資格者の要件の追加 (第3の〔1〕)

借入資格者の要件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加

(2) 高知県漁業近代化資金事務処理要領

○各様式の「印」の記述を削除

(様式1号、過去3年間の魚種別水揚げ高、様式5号、6号、7号、10号、11号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号及び26号)

○様式6号に、申請時に必要な添付書類を記載

(別紙 (要綱第3の〔1〕関係) : 誓約書兼同意書を追加)